

シルバー保険について

公益社団法人 姫路市シルバー人材センター

当センターに会員として登録された皆様が、センターの仕事に就かれましてもそれは就職ではなく、会員とセンターまたは発注者との間に雇用契約は生じません。

センターの会員として、仕事で万一事故が起きた場合にも労災保険などの適用はありません。

そこで、センターではシルバー保険（「シルバー人材センター団体傷害保険」、保険料は当センターが負担）に加入しています。

この保険のあらまは、以下のとおりです。

記

1 保険金給付対象の事故〔故意による事故、病気・持病（脳疾患、心神喪失等）によるものは対象外〕

- (1) センター会員として就業中の傷害事故。
ただし、会員の住居で仕事に従事している間を除きます。
- (2) センター会員として仕事場への往復途上の傷害事故。
ただし、通常の経路を外れた場合を除きます。

2 保険金の給付内容

死亡	900万円
後遺障害保険	900万円を上限
入院保険金（180日を限度、ただし事故発生から180日まで）	日額 3,000円
通院保険金（90日を限度、ただし事故発生から180日まで）	日額 2,000円

3 事故が発生した場合は、ただちにセンターへ届け出てください。事故発生から30日を経過したものは、保険の適用が受けられません。

4 ご家族の皆様においてもシルバー保険の内容について、承諾いただくようお願いします。